○法務省令第十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項の規定に基づき、公証人定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

法務大臣　鈴木　馨祐

公証人定員規則の一部を改正する省令

公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 公証人定員表	**別表** 公証人定員表
法務局又は地方法務局 / 本局又は支局 / 定員	法務局又は地方法務局 / 本局又は支局 / 定員
東京 / 東京 / 一一〇	東京 / 東京 / 一〇四
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
大阪 / 大阪 / 三〇	大阪 / 大阪 / 二七
［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（指名競争）	（指名競争）
第二十六条の三　［略］	**第二十六条の三**　［同上］
一　予定価格が八百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。	一　予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
二　予定価格が五百万円を超えない財産を買い入れるとき。	二　予定価格が三百万円を超えない財産を買入れるとき。
三　予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件を借り入れるとき。	三　予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借入れるとき。